

平成 29. 4～31. 3 (2017. 4-2019. 3)
小平市図書館協議会 提言 「これからの図書館のあり方」

- <目次>
1. はじめに
 2. 図書館を取り巻く動向
 - (1) 小平市第3次行財政再構築プランにおける図書館の検討事項
 - (2) 小平市周辺自治体の目指す図書館像
 3. 小平市図書館のこれまでの取り組み
 - (1) 資料の収集
 - (2) 分担収集
 - (3) 児童・生徒の読書環境の充実と学校図書館連携事業拠点館
 - (4) レファレンスサービス
 - (5) 近年のサービス展開
 4. 現状と課題
 - (1) 文部科学省「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」(平成 18 年)、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年)
 - (2) 中央教育審議会答申
 - (3) 具体的な検討課題
 - ① 図書館数
 - ② 組織・職員
 - ③ 開館時間
 - (4) 他自治体との比較
 5. 今後の小平市立図書館のあり方
 - (1) 中央図書館の機能の充実
 - (2) 地区図書館及び分室の機能の見直し
 6. おわりに

1. はじめに

小平市の図書館は昭和 28 年の都立図書館の「むらさき号」のバス巡回貸出に始まり、昭和 50 年、旧仲町図書館が中央館として開館して以降、「歩いて行ける範囲に図書館を」を目指して、現在では中央館 1、地区館 7 (仲町・花小金井・小川西町・喜平・上宿・津田・大沼)、分室 3 (花北分室・小川分室・上南分室) を有し市民に利用されている。以降、小平市の図書館運営は図書館法に基づいた事業を実施するとともに、「小平市教育振興基本計画」による施策を推進している。

小平市立図書館は開館以来、①入りやすく、親しみやすい図書館 ②簡単な手続きで利用できる図書館 ③資料のそろっている図書館 の 3 点を基本方針としている。また、「小平市第 3 次長期総合計画—こだいら 21 世紀構想・前期基本計画—」の今後の課題には、「今後は、さらなるボランティアの活用や新しい図書館運営のしくみを検討するなかで、専門性を確保し、より活用しやすく便利な、新しい時代にふさわしい図書館を構築していく必要があります。」と示されている。

1960年代後半の図書館は貸出返却業務が主であり、どこの図書館でも同じサービスが受けられる状況を求めて図書館数、職員数の増加など図書館利用の飛躍的な拡大がみられた。しかし現在の図書館は、IT 技術の進歩もあり、資料整理やレファレンスの方法、職員の資質、地域の課題解決

や地域の振興を図ることなど、図書館と図書館サービスのあり方が問われている。図書館の個別化、特徴ある図書館の実現、職員の資質、民間活力の活用などが唱えられるようになってきた。小平市図書館もこの波の中にある。

今期の協議会では、図書館サービスの変容、第3次行財政再構築プラン、公共施設マネジメントを踏まえて、公共施設としての図書館、市民のためのこれからの図書館のあり方について検討することとなった。

2. 図書館を取り巻く動向

(1) 小平市第3次行財政再構築プランにおける図書館の検討事項

小平市立図書館においては、平成29年度から平成32年度を対象とした「第3次行財政再構築プラン」において、協働事業の推進と図書館の機能のあり方の検討に取り組むこととされている。

第3次行財政再構築プランプログラムでは、①地域協働の推進 ②情報の共有と双方向のコミュニケーション ③PDCAサイクルの構築 ④財政基盤の強化 ⑤執行体制の再構築の5方針が示され、図書館については「中央図書館の機能の充実」「図書館業界と今後の小平市図書館」との課題が提示され、次の具体的検討内容が提示され、実現への努力が続けられている。

<図書館に関する事項>

「公共施設のマネジメント：施設のあり方の検討」

*取組概要

図書館は中央図書館の機能の充実と地区図書館及び分室の機能の見直しを検討

*各施設のあり方を検討し、機能の充実と運営方法の見直しを行う

あり方検討期間 29～30年度

機能の充実・運営方針検討期間 31～32年度

*見込まれる効果と成果指標

市民サービスの向上、職員再配置及び人件費の抑制

あり方の検討及び実施数

小平市第3次行財政再構築プランによると、公共施設マネジメントでは「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」との基本理念が示され、次のような説明がなされている。

「いつまでも」：現世代のみならず、子や孫といった将来世代まで持続可能

「わくわくする場」：だれもが期待や希望を抱くことができるような、時代の変化に対応した場

「みんなで創ろう」：行政だけではなく、市民や民間事業者と協働・連携して、ともに推進

小平市の公共施設は築後30年以上経過している建物が多く、外壁や屋根、施設設備などいつ修理をしなければならない状況となってもおかしくない。小平市に限らず、多くの自治体でもその対応に迫られている。修繕・建て替えの検討をしなければならない。図書館もこの波の中にある。図書館単体の建物か、学校を始めとした他の公共施設との合築、連携が図られる建物か、などの検討もなされている。小平市では平成27年3月、旧仲町図書館を建替える際、仲町公民館との合築 - なかまちテラスの建築という新しい道を切り開いた。合築により複合施設である点を活かした公民館、図書館サービスの展開、人材の有効活用、重複スペースの有効活用がなされた。また、現在、小川駅西口再開発に伴い、小川西町図書館の移転も検討されているところである。

(2) 小平市周辺各自治体の目指す図書館像

小平市立図書館の今後のあり方についての検討に際しては、多摩地域の各市の図書館の理念、方針についても参考にした。そこでは、小平市立図書館の基本方針、①入りやすく、親しみやすい図書館 ②簡単な手続きで利用できる図書館 ③資料のそろっている図書館 の3点と同様の規定している例が多くみられる。そして、そうした基本方針のもとで、近年の今日的な課題に対応をしている例として、図書館機能のほかに、生涯学習支援、市民活動支援、青少年活動支援の機能を併せ持つ武蔵野プレイス、小学校、保育所との複合施設である立川柴崎図書館などがある。

- ・「いつでも、どこでも、だれでも」が読書に親しめる環境の整備をめざします。(八王子市)
- ・①近などところにある図書館、②くらしに役立つ図書館、③親しみやすく利用しやすい図書館、④誰でも利用できる図書館、⑤読書の自由を保障する図書館(立川市)
- ・市民の生涯学習の拠点として、いつでも・どこでも・だれもが資料・情報の利用ができる図書館をつくり上げていきます。(青梅市)
- ・「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」利用できるサービスを提供すること(小金井市)
- ・1 だれもが使える図書館
2 子どもの読書環境の整備
3 市民や地域に役立つ図書館
4 しらべるを支え、つながる図書館
5 弾力的な管理・運営
(多摩市)

3. 小平市図書館のこれまでの取り組み

小平市には中央図書館の他、7つの地区館、3つの分室を有する。当初、図書館が目指した「自宅から歩いて行ける範囲の図書館」は達成され、どこの図書館でも貸出返却ができようになっている。小平市図書館の運営方針は①入りやすく、親しみやすい図書館 ②簡単な手続きで利用できる図書館 ③資料のそろっている図書館 の3点を挙げ、中央図書館を中心に運営されている。小平市図書館が行ってきた主な業務は次のとおりである。

(1) 資料の収集

小平市立図書館の蔵書は、一般図書をはじめ学習図書、児童書などがあり、その選書は、選書基準に沿って担当職員によって行われているが、どの図書館でも同じサービスが受けられるようにとの方針から重複図書も多くみられる。しかし近年、図書館資料とサービスの見直しが都道府県立図書館、市町村立図書館で行われるようになった。この変化の中で特色ある資料とサービスの見直しも行われている。小平市立図書館では特色ある取組として、開館以来、小平市の旧家に伝わる文書、小平市の歴史に関わる古文書の収集・整理・保存し、資料集、目録を刊行している。

また、小平市の地域資料や行政関係の資料保存も求められている。最近では、市内で創作活動を続けておられた平櫛田中翁の資料が図書館に寄贈され、公開している。これら資料の整理・活用には古文書を読み解き、市史などに精通した人材の力が必要となる。これらの資料の利用者は多くはないものの、小平市にとっては貴重な資料である。

(2) 分担収集

小平市の図書館では各図書館が分担収集している。NDC（日本十進分類法）にそつてどの分野の資料を重点的に収集するかの方針の他、例えば、小平市に関する広告・ポスターなどの収集、教科書の収集、定点観測写真の収集とアーカイブでの公開、古文書の収集などを中央館・地区館で行っている。

(3) 児童・生徒の読書環境の充実と学校図書館連携事業拠点館

小平市では平成17年3月に「小平市子ども読書活動推進計画」を策定して以来、平成22年3月、平成27年3月に見直し、現在は「第3次子ども読書推進計画」に沿つた各種の事業を進めている。

第一次計画では、学校図書館の蔵書システムの構築、小平市図書館とのネットワーク構築、図書館ボランティアや学校図書館相談員を設置し市内小・中学校図書館巡回サービスを実施した。この事業は近隣の市に先駆けて始められた。また、平成27年3月のなかまちテラスの開設に伴い、これまで中央図書館で行っていた小学校・中学校の調べ学習や学校図書館運営支援の拠点としての役割を担っている。

(4) レファレンスサービス

レファレンス件数は年間4万8千件ある。国立国会図書館のレファレンス共同データベースにも登録している。また、国立国会図書館が資料の電子化を進めて利用者が手に取ることができる資料が多くなっている。地域の情報拠点として、レファレンスサービスが図書館サービスの重要な要素の一つになると考えられる。

(5) 近年のサービス展開

平成3年から多摩六都（東村山市、西東京市、清瀬市、東久留米市）の図書館と、平成25年からは国分寺市との相互利用を開始している。また、平成31年2月からは立川市との相互利用も開始される。

また、近年では、なかまちテラスの活用による市民協働「なかまちLINKS」の取組や、武蔵野美術大学との連携による図書館のブランディングに取り組んでいるほか、公文書館機能についての検討を行っている。また、ボランティアを活用した宅配サービスやブックスタートなども実施している。

4. 現状と課題

これからの図書館像について、文部科学省や中央教育審議会答申では次のように記されている。

(1) 文部科学省「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」（平成18年）、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年）には、これからの図書館サービスに求められているものとして、主に次のものが掲げられている。

① レファレンスサービスの充実と利用促進

レファレンスサービスを図書館において不可欠のサービスと位置づけ、担当職員の確保及び能力の向上を図ること、行政支援・学校教育支援・ビジネス支援等の各ニーズに的確に対応したサービスを実施すること等が必要である。

② 課題解決支援機能の充実

図書館が従来担ってきた役割、すなわち、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供

を通じて学習を支援するという役割に加え、近年は地域が抱える課題の解決に資するための、就業、子育て、教育、健康・医療、法律、地方公共団体の政策決定等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことが必要である。

③ 市民の社会参加の場としての役割

図書館の活動や事業に対して支援・協力をしてくれるボランティアや住民の自主的な組織が、その活動を効果的に行えるよう体制を整備し、参加しやすい環境づくりが必要である。

④ アウトリーチ型サービスの充実

図書館に来館することが困難である市民に対し、読書の機会や情報を提供する等のサービスについても実施していくことが必要である。

(2) 中央教育審議会答申には、図書館を含む社会教育施設について次のように記載されている。

図書館を含む社会教育施設には、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点などとしての役割も強く期待されるようになっており、また、施設の設置・運営についても、複合的な課題により効果的に対応するため、社会教育行政部局とまちづくり、福祉・健康、産業振興等の他の行政部局、教育機関、企業、NPO等の多様な主体との連携を強化することが欠かせない。

(3) 具体的な検討課題

これらを踏まえて小平市立図書館のこれからのあり方について具体的に考察する。

① 図書館数

中央図書館が1、地区図書館が7、分室が3と数も多いが、蔵書数も約10万冊で多自治体と比べ多い。市内どこからでも15分歩けば行ける範囲に図書館があることを目指していたが、市の規模から考えると地区図書館、分室の施設数は多い。図書館開館当時と比べるとコミュニティバスなどの交通網の整備や近隣市との相互利用も実施されているが、駐車場は少ない。

② 組織・職員

中央図書館には、5つの担当（庶務、サービス、資料、調査、推進）があり、図書館の事業計画の作成、情報システム、カウンターサービス、リクエスト、児童サービス、ハンディキャップサービス、行事、蔵書計画、図書館資料の選定・収集・整理、参考資料及び地域資料の選定・収集・整理、参考調査、古文書の整理、調査、出版、展示、公文書館機能に関することなどを担当している。職員17人、嘱託職員10人で運営している。

地区図書館は、それぞれ、図書館資料の選定・収集・整理、児童サービス、行事、展示、施設及び備品の維持管理、庶務、経理、契約などを行っている。また、館ごとに、例えば仲町図書館では、学校図書館支援、なかまちテラスとして公民館業務を行っていたり、小川西町図書館ではハンディキャップサービスを担当していたりと、それぞれ担当する事業がある。職員は4から5人、嘱託職員は4から6人である。

分室は、嘱託職員が1人で、カウンター業務を中心に行っている。

現在の司書資格の有資格者は、再任用を含む職員48人中14人で、司書専門職は0人である。資格取得のため、近年は毎年3人が司書講習を受講していたが、平成30年度を受講者は1人となっている。

図書館においては、昭和60年の中央図書館開館時に嘱託職員制度を導入している。当時、6館で47人の職員であったが、中央図書館開館時に、職員51人、嘱託職員19人の体制とした。その後、津田図書館、大沼図書館を開館した現在は、職員46人、再任用職員2人、嘱託職員50人の体制で

運営している。

小平市図書館は中央館をはじめ地区図書館・分室とも職員、嘱託とも全て直営で運営されている。職員は数年で異動という現状ではあるが、他部署で経験を積んだ職員が再び図書館業務に異動となる場合も多く、再異動の職員は図書館業務をより理解され図書館業務の大きな力になっていることは間違いない。専門職への任用替えも検討していいのではないだろうか。

図書館には図書館サービスの充実を目指して「司書」資格を持つ専門職員が配置されることが望ましい。小平市では、図書館に異動となった場合は大学で開催される「図書館司書講習」に参加し、業務の向上を図っている。その他、図書館学会や図書館関係機関が開催する図書館大会・講演会などへも参加し研鑽を積んでいる。

しかし人事施策に従い、数年で他部署への異動があり、図書館に定着するまでに至ることは少ない。このような状況にあつては、管理職の役割が大きくなると思われる。行政に対して図書館の役割、働きを説明しながら図書館運営について折衝を重ねなければならない。近年、注目されている新しい図書館の形である武蔵野プレイスや小布施市図書館などでは、運営の中心となる管理職は図書館界に明るい人材が用いられている。小平市でも今後の図書館機能強化のためには管理職、特に館長は「司書」の資格を有し、図書館への理解が深い方が当たっていただくことが望ましい。

今後の図書館サービスのあり方は、予想のつかないところがある。今後10年の図書館サービスや図書館のあり方については、異動して来る職員だけで対応することは難しい。図書館にある程度長くいて、専門性プラス継続性を持つ柱になるような職員が必要である。

小平市図書館の有資格者職員の推移（有資格は図書館司書）

	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30
正職(人)	21	16	16	17	23	21	22	17	18	14
館長資格	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

③ 開館時間

中央図書館は、平日は午前10時から午後7時まで、土日祝日は午前10時から午後5時まで開館。地区図書館は、火・水曜は午前10時から午後7時まで、それ以外は午前10時から午後5時まで開館している（仲町図書館は午前9時から、仲町・花小金井・小川西町図書館の火・水曜は午後8時まで開館。分室は、午後0時30分から4時30分まで開館）。

休館日は、中央・地区図書館は金曜と第3木曜、分室は月・金曜となっている。

開館時間については、平成13年に中央図書館で月から木まで夜間開館を19時まで延長、平成17年10月に祝日開館を実施、平成28年には、リニューアルした仲町図書館が9時開館、また、仲町図書館、花小金井図書館、小川西町図書館において火曜日、水曜日に20時まで開館とサービス改善に努めている。ただし、更なる開館時間延長は、現状の職員数では勤務体制的に難しい。

(4) 他自治体との比較

同規模の人口の全国の自治体の中では、蔵書冊数、貸出数、予約件数、資料費ともに上位となっている。多摩地域26市の図書館を比べると、小平市の図書館数は11、府中市の13に次いで2番目に多い。人口あたりは5番目、面積あたりは2番目、小平市は図書館が多く充実しているといえる。しかし、予算における資料費の割合でみると22番目となる。図書館費は7番目であることから、図書館の数が多く、施設の維持管理等に費用がかかるため、資料費に予算を配分できない現状がある。

昭和60年の中央図書館開館時には9千5百万円あった資料費も平成29年度は4千2百万円とな

っており、今後の施設の更新なども関連をしてくるが、館数もしくは資料費に見合った図書館経営について考えていく必要がある。

5. 今後の小平市立図書館のあり方

(1) 中央図書館の機能の充実

かつて、司書の役割、専門性は、選書や目録の作成などにあるとされていたが、近年では、それ以外の重要な役割として専門的知識と一定の経験年数を経た上での地域社会のニーズの把握、地方公共団体の施策の把握、図書館運営の企画立案といった地域の課題や要求に応える資料の収集とコレクションの構築、古文書の収集・管理、図書館の経営・管理に関わる部分が重要であるとされてきている。また、小平市の公文書管理において公文書館機能を担うことも求められている。

質が高く効率的な図書館運営を維持するために、そしてこれまで小平市立図書館で取組んできたことを継続、発展させ、社会情勢の変化に対応した中長期的視点に立った図書館政策を立案し事業を進めるために、また、中央教育審議会の答申にもある、従来の図書館機能だけでなく、まちづくりや福祉などの部局との連携や積極的に関与していくためにも、中央図書館に時代に即した図書館サービスに対応できる知識、経験や展望を持った専門性の高い司書資格を持った者を配置することが必要である。

(2) 地区図書館及び分室の機能の見直し

①複合化について

図書館の管理運営については、今後、複合化が検討されるが、施設全体が目指すテーマやコンセプトに見合うような体制が望ましい。それとともに、効果的、効率的な管理運営の視点から、地区図書館に民間活力を活用することを検討する必要がある。委託等により直営よりも司書率は高くなることもある。民間活力の活用にあたっては、短期的に事業者が変わるという点を補完することを配慮して、また、小平市がこれまで取組んできたことの継続性を担保するために、中央図書館に目配りのできる専門的職員を配置することが必要となる。

最近の複合化の施設の例として、武蔵野プレイスは画期的である。それは、青少年の居場所としてのコンセプトの中で、図書館は何ができるかということ考えた施設だからである。武蔵野プレイスは指定管理者が運営しているが、図書館の本来の機能、今後どういった機能が必要なのかということが大事なのではないか。運営主体が何かということはあくまで手段である。その手段を優先させるのではなく、合理化も考えなければならない中で、小平市では今後どのような運営をしていく必要があるかを考えるのが大事である。その中で、民間活力の導入は選択肢の一つとして考えられるものである。

また、施設の老朽化による更新に当たっては、なかまちテラスのように公民館との複合化の他、小中学校との複合化も検討するのも一案と思われる。地域に根差した図書館として、親しみやすい身近な情報提供の場として、地域の市民との協働や交流の場としての役割を担うことで、地域のコミュニティの核になることを目指す方向性も望まれる。なかまちテラスを先行事例として、さらなる図書館サービスや複合施設のあり方について検討が必要である。

②収集分担について

これからの小平市図書館を考える際には、中央図書館、地区図書館の蔵書に特徴を持たず検討も必要ではないか。分担収集をさらに推し進め、地区館の特徴とするのも一案ではないだろうか。

現在ほどの図書館でも同じサービスを受けられるために各館に職員を配している。8館3分室

の施設の維持管理費も大きい。図書館数の削減によって人件費・維持管理費などが軽減され、その分を図書館資料の購入費などへの有効活用ができるのではないだろうか。

③分室について

分室は公民館に設置しているが、蔵書数も少なく利用者はリクエスト本の受取や貸出資料の返却に利用しているのが実態である。また、開室当初の状況と違い、市内に8館の図書館が整備されていること、広域利用として近隣市の図書館が利用できること、効率的運営の観点から分室は廃止の方向で検討する必要がある。

6. おわりに

今期の図書館協議会では、提言「今後の小平市図書館のあり方」を提出させていただいたが、この提言を実施するための方策についての検討はこれからである。

更なる図書館機能の充実を図って、小平市図書館内部において、より具体的な方策と今後の進め方を検討していただきたい。次期図書館協議会での更なる検討の他、パブリックコメントや市民懇談会の開催によって市民の意見も十分に聴取していただき、より身近な図書館となるよう努めていただきたい。

今回の提言に記した「中央図書館に司書専門職、もしくは司書資格のある職員の長期にわたる配置、及び地区図書館の運営主体の変更」が早期に実施されることを期待したい。また、分室の廃止も前向きに検討していただきたいが、愛着を持って利用されている方もあるので、慎重に対応していただきたい。

小平市立図書館は市民の情報収集の場、市民に愛される図書館であり続けることを期待したい。

【資料】

資料1：各市の図書館像

① 八王子市（第3次読書のまち八王子推進計画）

「読書のまち八王子」読書を通して豊かな人間性を育めるまちづくりを推進します。「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）であることから、八王子市の子ども一人ひとりへの働きかけを中心に、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう読書環境の整備を図ります。

また、生涯にわたり、自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、他者との関わり合いや実生活の中で応用し、実践できるような主体的・能動的な力を養うための一助として読書活動があります。このため、生涯にわたる読書活動を推進し、読書に関する様々な情報をより多くの市民に提供するとともに、市民の誰もが日常生活の中で手軽に本にふれられるように、市民の生涯にわたる読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、本市の基本指針である「いつでも、どこでも、だれでも」が読書に親しめる環境の整備をめざします。

② 立川市（立川市第2次図書館基本計画）

立川市図書館の図書館づくりの5本の柱である、(1) 身近なところにある図書館 (2) 暮らしに役立つ図書館 (3) 親しみやすく利用しやすい図書館 (4) 誰でも利用できる図書館 (5) 読書の自由を保障する図書館、の実現に向け、計画の基本理念と施策の柱を次の通り設定しています。

基本理念

地域の情報拠点として、暮らしに役立つ身近な図書館。

施策の柱

1. 資料収集方針に基づいた計画的な蔵書構成
2. 図書館サービスの拡充
3. 図書館の効果的な運営

③ 武蔵野市（武蔵野市図書館基本計画）

- (1) 図書や読書の大切さと喜びを実感出来、本のあるライフスタイルを提案・創造する図書館
- (2) すべての人の学びを支援する図書館
- (3) 地域住民の課題解決を支援する図書館
- (4) 人々が交流し文化を創造する地域拠点としての図書館

④ 青梅市（青梅市図書館基本計画）

1 基本理念

青梅市図書館は、社会教育法 の精神にもとづき、図書館法の定めるところを 実践し、市民の教育と文化の向上を支援します。

また、市民の生涯学習の拠点として、いつでも・どこでも・だれもが資料・情報の利用ができる図書館をつくり上げていきます。

2 基本方針

図書館は、幅広い分野の図書や視聴覚資料等の収集・整理・保存を行い、市民が必要とする資料や情報を提供することにより、生涯学習をはじめとする情報交流拠点施設として、利用

者に応じたサービスを提供します。

また、青梅市の歴史を未来に伝えるため、郷土博物館をはじめとする関係機関と連携し、地域資料や行政資料の継続的整備を重点的に行います。

さらに、中央図書館と分館との役割を明確化し、一体的な運用を図るとともに、機能やサービス面で特色のある図書館づくりを推進します。

⑤ 昭島市（昭島市民図書館基本方針・基本計画）

1 基本理念

学び、習い楽しみ育む 知の拠点

～本と情報を仲立ちとして人が集い、つながり、新たに価値を創造する場目指して～

2 基本目標

- (1) 学び成長を応援する図書館
- (2) 仕事や暮らしに役立つ図書館
- (3) 楽しい図書館
- (4) 地域とつながる図書館
- (5) 誰にでも利用しやすい図書館

⑥ 町田市（町田市図書館事業計画）

【運営理念Ⅰ】 図書館は、市民の知る自由を保障し、学ぶ機会を提供します。

【運営理念Ⅱ】 図書館は、人々が出会う場を提供し、地域の発展を支援します。

【運営理念Ⅲ】 図書館は、市民文化の創造・発展に貢献します。

【運営理念Ⅳ】 図書館は、市民と共に考え、市民と共に歩みます。

【運営理念Ⅴ】 図書館は、職員の専門的能力と資質の向上に努めます。

⑦ 小金井市（小金井市立図書館運営方針）

小金井市立図書館は、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」利用できるサービスを提供することを目的としている。

図書館は全ての市民に対して公平なサービスを実施するとともに、市民の求める資料を揃え、整然とした美しい配架を心がけ、市民のニーズに対応したサービスを提供していかなければならない。そのために、「市民の要求と資料の価値とのバランスが取れた蔵書を構築する」「時間的・地域的・身体的ハンディによって図書館の利用が妨げられることのないように努める」等、市民のニーズや生活スタイルの多様化に対応したサービスを実施する。

⑧ 日野市（第2次日野市図書館基本計画）

1. 基本理念

くらしの中に図書館を

日野市立図書館は、常に市民の「よりどころ」でありたいと願っています。

読書の楽しみや知識を得るための「拠りどころ」、教育と文化の「依りどころ」、また、気軽に立ち寄ることのできる憩いの場としての「寄りどころ」でもあります。

- 図書館は、市民の「知」の拠点です。
- 図書館は、市民が等しく自由に、本や資料・情報を利用できる場です。
- 図書館は、市民の教養を高め、心を豊かにします。

2.基本方針

- (1)図書館は、すべての市民が利用しやすい図書館をめざします。
- (2)図書館は、市民が求める本や資料・情報を収集・保存口提供します。
- (3)図書館は、市民と資料・情報とを結びつけ、市民の暮らしを支援します。
- (4)図書館は、日野市の地域・行政資料を収集“保存口提供し、日野市の歴史を未来に伝えます。
- (5)図書館は、読みたい、調べたい、学びたいという市民を応援します。
- (6)図書館は、資料や情報を介して、地域の人と人との交流を促します。

⑨ 東村山市（図書館重点事業実施報告）

運営方針

市民の多様な学習スタイルや読書要求に応える情報提供の充実に努めるとともに、東村山市子ども読書活動推進計画を推進する。また、読書に関わるボランティア活動、地域活動を支援し、自治意識を育む生涯学習環境の整備に努める。

⑩ 福生市（福生市図書館基本計画）

知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、図書館は一人ひとりの個性を尊重した資料・情報の提供を行うとともに、生きる基盤としての読書・情報の大切さを発信し、ひとの自立や自治体形成の発展に寄与することを基本理念とします。

第3章基本理念と基本目標に沿った運営方針

基本目標

- ①市民一人ひとりの個性を大切にし、生涯にわたる自主的な学習を支える図書館
- ②市民が利用しやすく快適な空間のある図書館
- ③市民の課題解決に役立つ図書館
- ④家庭・地域・学校の教育力の向上を支え、読書の大切さを発信する図書館
- ⑤地域資料の充実を図り、地域文化の継承と創造に寄与する図書館
- ⑥長期的な視点にたった図書館運営を行い成長する図書館

⑪ 東久留米市（今後の東久留米市図書館の運営方針）

知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、図書館は一人ひとりの個性を尊重した資料・情報の提供を行うとともに、生きる基盤としての読書・情報の大切さを発信し、ひとの自立や自治体形成の発展に寄与することを基本理念とします。

第3章基本理念と基本目標に沿った運営方針

基本目標

- ①市民一人ひとりの個性を大切にし、生涯にわたる自主的な学習を支える図書館
- ②市民が利用しやすく快適な空間のある図書館
- ③市民の課題解決に役立つ図書館
- ④家庭・地域・学校の教育力の向上を支え、読書の大切さを発信する図書館
- ⑤地域資料の充実を図り、地域文化の継承と創造に寄与する図書館
- ⑥長期的な視点にたった図書館運営を行い成長する図書館

⑫ 多摩市（多摩市読書活動振興計画）

基本方針

市民の「知る」を支援する。

運営方針

- 1 だれもが使える図書館
- 2 子どもの読書環境の整備
- 3 市民や地域に役立つ図書館
- 4 しらべるを支え、つながる図書館
- 5 弾力的な管理・運営

資料2：近隣自治体図書館との比較

自治体名	人口	面積 (km ²)	図書館数	職員			予算 (千円)	資料費 (千円)
				専任計 (兼任計)	うち司書 (兼任)	非常勤 (委託派遣)		
八王子市	562,773	186.38	6	56	16	96 (14)	574,400	70,718
立川市	182,092	24.36	9	33	17	17 (73)	614,544	74,235
武蔵野市	144,606	10.98	3	37	19	82	445,931	91,918
三鷹市	185,725	16.42	6	33	13	28	344,354	71,875
青梅市	135,570	103.31	10			(89)	389,150	44,117
府中市	257,902	29.34	13	22	7	79 (59)	765,577	105,997
昭島市	112,850	17.33	5	15	3	15 (17)	127,090	33,525
調布市	230,865	21.53	11	65	47	112	504,253	91,159
町田市	429,114	71.64	8	57	25	124	710,352	43,423
小金井市	119,598	11.33	4	14	3	20 (21)	242,399	47,318
小平市	189,955	20.40	11	50	17	49	438,242	54,479
日野市	183,985	27.53	7	32	25	42	238,533	67,387
東村山市	150,541	17.17	5	27	21	39	219,913	40,467
国分寺市	121,234	11.48	6	17	7	29 (7)	121,166	27,534
国立市	75,466	8.15	2	11	5	26	128,960	26,230
福生市	58,618	10.24	4	15	9	26	121,350	25,463
狛江市	81,326	6.39	1	7	3	13	65,446	21,606
東大和市	85,857	13.54	3	18	5	23	96,077	35,294
清瀬市	74,642	10.19	6	12	6	41 (1)	70,190	23,465
東久留米市	116,897	12.92	4	12	5	21 (41)	246,943	36,840
武蔵村山市	72,275	15.37	2	9	2	24	73,932	22,361
多摩市	148,511	21.08	8	33	15	73 (10)	329,758	56,626
稲城市	89,344	17.97	6	7	4	15 (24)	248,828	40,071
羽村市	56,079	9.91	1	8	5	22	97,350	19,452
あきる野市	81,315	73.34	4	19	7	23 (5)	188,309	36,430
西東京市	200,098	15.85	6	29	23	40	288,477	71,361
順位	自治体名	人口 ／ 図書館数	順位	自治体名	面積 ／ 図書館数	順位	自治体名	資料費 ／ 予算
1	清瀬市	12,440	1	清瀬市	1.70	1	東大和市	0.37
2	青梅市	13,557	2	小平市	1.85	2	清瀬市	0.33
3	福生市	14,655	3	国分寺市	1.91	3	狛江市	0.33
4	稲城市	14,891	4	調布市	1.96	4	武蔵村山市	0.30
5	小平市	17,269	5	府中市	2.26	5	日野市	0.28
6	多摩市	18,564	6	福生市	2.56	6	昭島市	0.26
7	府中市	19,839	7	多摩市	2.64	7	西東京市	0.25
8	国分寺市	20,206	8	西東京市	2.64	8	国分寺市	0.23
9	立川市	20,232	9	立川市	2.71	9	福生市	0.21
10	あきる野市	20,329	10	三鷹市	2.74	10	三鷹市	0.21
11	調布市	20,988	11	小金井市	2.83	11	武蔵野市	0.21
12	昭島市	22,570	12	稲城市	3.00	12	国立市	0.20
13	日野市	26,284	13	東久留米市	3.23	13	羽村市	0.20
14	東大和市	28,619	14	東村山市	3.43	14	小金井市	0.20
15	東久留米市	29,224	15	昭島市	3.47	15	あきる野市	0.19
16	小金井市	29,900	16	武蔵野市	3.66	16	東村山市	0.18
17	東村山市	30,108	17	日野市	3.93	17	調布市	0.18
18	三鷹市	30,954	18	国立市	4.08	18	多摩市	0.17
19	西東京市	33,350	19	東大和市	4.51	19	稲城市	0.16
20	武蔵村山市	36,138	20	狛江市	6.39	20	東久留米市	0.15
21	国立市	37,733	21	武蔵村山市	7.69	21	府中市	0.14
22	武蔵野市	48,202	22	町田市	8.96	22	小平市	0.12
23	町田市	53,639	23	羽村市	9.91	23	八王子市	0.12
24	羽村市	56,079	24	青梅市	10.33	24	立川市	0.12
25	狛江市	81,326	25	あきる野市	18.34	25	青梅市	0.11
26	八王子市	93,796	26	八王子市	31.06	26	町田市	0.06
	平均	31,957		平均	5.68		平均	0.20

資料3：司書・司書教諭

○図書館司書

司書になりたいのであれば、「司書資格」を取ることがその第一歩になります。図書館法で定められた**図書館の専門職員の資格**になります。

司書資格を取るためには、3つの方法があります。

① 大学や短期大学を卒業したあとに、司書講習を修了する。

(卒業していなくても、卒業見込みか、大学や短期大学で62単位以上履修していれば受講可能)

②大学・短期大学で、司書資格に必要な20単位以上の単位を履修して、卒業する。

③3年以上の司書補を経験後、司書講習を修了する。

科目と単位数（これからの図書館の在り方検討協力者会議（平成21年2月）より。）

学校を卒業後に取得する①と③の方法ですと、13科目24単位以上の講習を履修する必要があります（通信講座もこれに含まれる）。※以前は14科目20単位以上だったが、2012年より変更

<必修科目>		
1. 基礎科目	4科目・8単位	
生涯学習概論	2	生涯学習及び社会教育の本質と意義の理解を図り、教育に関する法律・自治体行財政・施策、学校教育・家庭教育等との関連、並びに教育施設、専門的職員の役割、学習活動への支援等の基本を解説する
図書館概論	2	図書館の機能や社会における意義や役割について理解を図り、図書館の歴史と現状、館種別図書館と利用者ニーズ、図書館職員の役割と資格、類縁機関との関係、今後の課題と展望等の基本を解説する。
図書館情報技術論	2	図書館業務に必要な基礎的な情報技術を修得するために、コンピュータ等の基礎、図書館業務システム、データベース、検索エンジン、電子資料、コンピュータシステム等について解説し、必要に応じて演習を行う。
図書館制度・経営論	2	図書館に関する法律、関連する領域の法律、図書館政策について解説するとともに、図書館経営の考え方、職員や施設等の経営資源、サービス計画、予算の確保、調査と評価、管理形態等について解説する
2. 図書館サービスに関する科目	4科目・8単位	
図書館サービス概論	2	図書館サービスの考え方と構造の理解を図り、資料提供、情報提供、連携・協力、課題解決支援、障害者・高齢者・多文化サービス等の各種のサービス、著作権、接遇・コミュニケーション等の基本を解説する
情報サービス論	2	図書館における情報サービスの意義を明らかにし、レファレンスサー

		ビス、情報検索サービス等のサービス方法、参考図書・データベース等の情報源、図書館利用教育、発信型情報サービス等の新しいサービスについて解説する。
児童サービス論	2	児童（乳幼児からヤングアダルトまで）を対象に、発達と学習における読書の役割、年齢層別サービス、絵本・物語等の資料、読み聞かせ、学校との協力等について解説し、必要に応じて演習を行う。
情報サービス演習	2	情報サービスの設計から評価に至る各種の業務、利用者の質問に対するレファレンスサービスと情報検索サービス、積極的な発信型情報サービスの演習を通して、実践的な能力を養成する。
3. 図書館情報資源に関する科目 3科目・6単位		
図書館情報資源概論	2	印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源について、類型と特質、歴史、生産、流通、選択、収集、保存、図書館業務に必要な情報資源に関する知識等の基本を解説する
情報資源組織論	2	印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源の組織化の理論と技術について、書誌コントロール、書誌記述法、主題分析、メタデータ、書誌データの活用法等を解説する
情報資源組織演習	2	多様な情報資源に関する書誌データの作成、主題分析、分類作業、統制語彙の適用、メタデータの作成等の演習を通して、情報資源組織業務について実践的な能力を養成する。
4. 選択科目 (2科目以上選択)		
図書館基礎特論	1	必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、基礎科目に関する領域の課題を選択し、講義や演習を行う
図書館施設論	1	必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、図書館活動・サービスが展開される場としての図書館施設について、地域計画、建築計画、その構成要素等を解説する
図書館サービス特論	1	必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、図書館サービスに関する領域の課題を選択し、講義や演習を行う。
図書館総合演習	1	必修の各科目で学んだ内容を掘り下げて学習し、理解を深める観点から、少人数を対象に、研究指導や論文指導あるいは見学会・講演会等を組み合わせた総合的な演習を行う。
図書館情報資源特論	1	必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、図書館情報資源に関する領域の課題を選択し、講義や演習を行う。

図書館実習	1	図書館に関する科目で得た知識・技術を元にして、事前・事後学習の指導を受けつつ公立図書館業務を経験させる。
図書・図書館史	1	必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、図書をはじめとする各種図書館情報資源の形態、生産(印刷等含む)、普及、流通等の歴史、並びに図書館の歴史的発展について解説する

○学校図書館司書教諭

文部科学省 学校図書館司書教諭規程（昭和二十九年文部省令第二十一号）（抜粋）

（履修すべき科目及び単位）

第三条 司書教諭の資格を得ようとする者は、講習において、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ、同表の下欄に掲げる数の単位を修得しなければならない。

科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

図書館協議会委員

安形 輝	岩田 正一
大沼 晴暉	岡本由起子
落合 美代	弦間 敦子
志賀 みや子	瀬戸 敬
塚本 健男	平沢 晃
保坂 重政	山崎 勝現
松原 修	(2018年3月まで)